

# 地方議会について

# 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策関係

---

## 議会の団体意思決定機能

### ※ 条例案の提出状況と審議結果

		提出件数	原案可決	修正議決	否決	継続審査	その他
都道府県	長	3,303 ( 94.4%)	3,283 ( 95.4%)	4 ( 80.0%)	8 ( 18.6%)	1 ( 50.0%)	7 ( 87.5%)
	議員	196 ( 5.6%)	158 ( 4.6%)	1 ( 20.0%)	35 ( 81.4%)	1 ( 50.0%)	1 ( 12.5%)
	委員会	1 ( 0.0%)	1 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
		3,500	3,442	5	43	2	8
市区	長	37,926 ( 96.2%)	37,576 ( 96.9%)	106 ( 97.2%)	111 ( 29.4%)	62 ( 72.1%)	71 ( 81.6%)
	議員	1,493 ( 3.8%)	1,183 ( 3.1%)	3 ( 2.8%)	267 ( 70.6%)	24 ( 27.9%)	16 ( 18.4%)
		39,419	38,759	109	378	86	87
町村	長	25,423 ( 93.4%)	25,169 ( 93.6%)	63 ( 98.4%)	115 ( 63.9%)	0 ( 0.0%)	76 ( 91.6%)
	議員	1,745 ( 6.4%)	1,673 ( 6.2%)	1 ( 1.6%)	64 ( 35.6%)	0 ( 0.0%)	7 ( 8.4%)
	委員会	60 ( 0.2%)	59 ( 0.2%)	0 ( 0.0%)	1 ( 0.6%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
		27,228	26,901	64	180	0	83

※注1 都道府県については、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの間の状況である。

※注2 市区については、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの間の状況である。

※注3 町村については、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間の状況である。

※注4 各欄下段の括弧内の計数は、提出件数に占める長・議員のそれぞれの提出件数の割合である。

出典：全国都道府県議会議長会調べ、市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）、  
全国町村議会議長会調べ

## ※ 都道府県議会議員による条例案の提出状況

(単位：件)

	委員会条例								議会議員定数条例								その他条例								合計							
	提出 件数	原案 可決	修正 議決	否決	継続 審議	審議 未了	議決 不要	撤回	提出 件数	原案 可決	修正 議決	否決	継続 審議	審議 未了	議決 不要	撤回	提出 件数	原案 可決	修正 議決	否決	継続 審議	審議 未了	議決 不要	撤回	提出 件数	原案 可決	修正 議決	否決	継続 審議	審議 未了	議決 不要	撤回
平成13年	18	18	0	0	0	0	0	9	7	0	2	0	0	0	0	126	122	0	2	0	0	0	2	153	147	0	4	0	0	0	2	
平成14年	21	21	0	0	0	0	0	47	38	0	9	0	0	0	0	111	99	0	7	2	0	0	3	179	158	0	16	2	0	0	3	
平成15年	33	33	0	0	0	0	0	15	14	0	0	0	0	1	0	91	74	0	8	0	3	0	6	139	121	0	8	0	3	1	6	
平成16年	63	63	0	0	0	0	0	62	55	0	7	0	0	0	0	75	67	2	5	1	0	0	0	200	185	2	12	1	0	0	0	
平成17年	27	27	0	0	0	0	0	66	60	0	6	0	0	0	0	92	75	4	10	1	1	0	1	185	162	4	16	1	1	0	1	
平成18年	41	41	0	0	0	0	0	73	53	0	20	0	0	0	0	83	65	1	15	1	0	0	1	197	159	1	35	1	0	0	1	

出典：議員提出条例に関する調べ（全国都道府県議会議員長会調）

## ※ 市議会議員による条例案の提出状況

	新規条例案		改正条例案		廃止条例案		総件数	平均	処理状況				
	新規条例案総件数	新規条例案平均	改正条例案総件数	改正条例案平均	廃止条例案総件数	廃止条例案平均			原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他
平成14年	697 (457市)	1.5	1,009 (502市)	2.0	—	—	1,706 (641市)	2.6	1,388 (81.3%)	8 (0.4%)	241 (14.1%)	34 (1.9%)	35 (2.0%)
平成15年	202 (134市)	1.5	784 (436市)	1.7	—	—	986 (482市)	2.0	753 (74.4%)	5 (0.4%)	195 (19.2%)	17 (1.6%)	42 (4.1%)
平成16年	279 (159市)	1.7	559 (337市)	1.6	10 (8市)	1.2	848 (431市)	1.9	666 (78.5%)	5 (0.6%)	148 (17.5%)	18 (2.1%)	11 (1.3%)
平成17年	544 (268市)	2.0	847 (451市)	1.8	14 (13市)	1.0	1,405 (586市)	2.3	1,178 (83.8%)	3 (0.2%)	178 (12.7%)	24 (1.7%)	22 (1.6%)
平成18年	422 (231市)	1.8	1,060 (531市)	2.0	11 (11市)	1.0	1,493 (631市)	2.4	1,183 (79.2%)	3 (0.2%)	267 (17.9%)	24 (1.6%)	16 (1.1%)

※注 各年1月1日から12月31日までの状況である。

出典：市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）

## 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件

### ○ 都道府県議会

条例制定団体数	条例数	議決すべき事件数	(内訳)			
			計画	定数	出資・出捐	その他
30／47	45	103	47 (45.6%)	21 (20.4%)	4 (3.9%)	31 (30.1%)

※注 平成19年4月1日現在の状況であり、速報値である。

#### <主な例>

- ・ 基本的な計画の策定等  
 県行政全般に係る基本的な計画(青森県など)  
 男女共同参画に関する計画(岐阜県など)  
 環境保全に関する計画(三重県など) など
- ・ 労働委員会の事務部局の職員の定数(千葉県など)
- ・ 法人に対する出資の割合が4分の1以上になる場合の出資又は出せん(三重県)
- ・ 水資源開発促進法の規定に基づき、国土交通大臣が、広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるとき及び水資源開発水系の指定をしたときに知事へ意見を聴くとき、知事が国土交通大臣へ意見を述べること(滋賀県)

出典：総務省調べ

## ○ 市区町村議会

条例制定団体数	条例数	議決すべき事件数	(内訳)							
			名誉市民・表彰等	計画	財務	憲章・宣言	姉妹都市	公社等	委員委嘱	その他
228／1,804	286	456	105 (23.0%)	88 (19.3%)	38 (8.3%)	28 (6.1%)	25 (5.5%)	18 (3.9%)	13 (2.9%)	141 (30.9%)

※注 平成19年4月1日現在の状況であり、速報値である。

### <主な例>

- ・ 名誉市民、名誉町民の決定、功労者表彰の決定
- ・ 基本的な計画の策定等
  - 基本計画
  - 都市計画マスタープラン
  - 介護保険事業計画
- ・ 1件百万円以上の出資及び出捐
- ・ 市民憲章、都市宣言
- ・ 姉妹都市、友好都市の提携
- ・ 第三セクターの株主総会において、重要事項について議決権を行使すること
- ・ 情報公開審査委員の委嘱、個人情報保護委員の委嘱

出典：総務省調べ

## 地方公共団体が法律により作成を義務付けられている計画の例（今回提出資料）

### 自治事務の計画

- **都市計画法に基づく都市計画**（根拠条文：法 § 15、作成者：市町村、都道府県）  
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備等について定めるもの。
- **医療法に基づく医療計画**（根拠条文：法 § 30の4、作成者：都道府県）  
医療提供体制の確保に関する事項（基準病床数、救急医療等確保事業、医療従事者の確保に関する事項等）を定めるもの。
- **森林法に基づく地域森林計画**（根拠条文：法 § 5、作成者：都道府県知事）  
民有林の整備等に関する事項（伐採、造林、林産物の搬出、保安林の整備等）を定めるもの。
- **過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進市町村計画**（根拠条文：法 § 6、作成者：市町村）  
地域の自立促進に関する事項（産業振興、環境開発、交通通信体系の整備、生活環境の整備等）を定めるもの。
- **国土利用計画法に基づく土地利用基本計画**（根拠条文：法 § 9、作成者：都道府県）  
土地利用区分（都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域）及び地域ごとの土地利用の原則・地域間の調整指導方針を定めるもの。
- **大気汚染防止法に基づく指定ばい煙総量削減計画**（根拠条文：法 § 5の2、作成者：都道府県知事）  
大規模工場から発生する指定ばい煙の総量について、削減目標量等を定めるもの。
- **高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費適正化計画**（根拠条文：法 § 9、作成者：都道府県）  
健康の保持の促進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標、医療費の見通し等を定めるもの。
- **住生活基本法に基づく住生活基本計画**（根拠条文：法 § 17、作成者：都道府県）  
住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標、公営住宅の供給の目標量等について定めるもの。
- **農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画**（根拠条文：法 § 8、作成者：市町村）  
農用地区域及びその農業上の用途区分、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項等を定めるもの。
- **山村振興法に基づく山村振興計画**（根拠条文：法 § 8、作成者：市町村）  
振興の基本方針、産業振興や医療の確保のための施策、施設整備に関する事項等について定めるもの。
- **障害者自立支援法に基づく障害福祉計画**（根拠条文：法 § 88、作成者：市町村）  
障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる事項を定めるもの。

### 法定受託事務の計画

- **海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく都道府県基本計画**（根拠条文：法 § 4、作成者：都道府県知事）  
海洋生物資源の保存及び管理に関する方針、第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量等を定めるもの。
- **武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画**（根拠条文：法 § 334、作成者：都道府県知事）  
国民の保護のための措置及びそれを実施するための体制、訓練、備蓄等に関する事項を定めるもの。
- **河川法に基づく河川整備計画**（根拠条文：法 § 16の2、作成者：都道府県知事） ※一級河川の指定区間及び二級河川  
河川整備の目標及び実施（河川工事等の目的、種類、施行場所等）に関する事項を定めるもの。



## 住民訴訟の係属中に議会が対象となった権利を放棄する旨の議決をした事例

市町名	事案の概要	訴訟の経過
鋸南町 (千葉)	①町職員の時間外勤務が宗教法人の警備を目的とするものであったとして、また、②納税貯蓄組合への事務費を超える補助金の交付が納税貯蓄組合法10条1項に違反するとして、住民である原告が、町に代位して、町長に対し、約290万円の損害賠償を求めた事案(旧4号訴訟)	平成9年 平成10年4月8日 平成12年8月31日 平成12年12月26日 平成16年10月15日 提訴 町長が損害賠償請求権を放棄する旨の議案を提出し、同日、議会が可決 一審判決、②部分につき住民勝訴 (千葉地裁、上記議決を無効と判断) 町側が控訴 控訴審判決、原判決取消、住民側全面敗訴 (東京高裁、上記議決を有効と判断) 上告棄却、上告不受理
(旧) 安塚町 (新潟)	町が、スキー場を運営する第三セクターに派遣していた職員らに対して給与を支給したこととが違法であるとして、原告が、町に代位して、町長に対し、給与相当額である1661万0618円の損害賠償を求めた事案(旧4号訴訟)	平成13年 平成14年12月20日 平成15年7月17日 平成16年4月8日 平成16年11月19日 提訴 町長が権利の放棄の議案を提出し、同日、議会が可決 一審判決、住民側敗訴(新潟地裁) 住民側が控訴 控訴審判決、控訴棄却(東京高裁) 上告棄却、上告不受理
(旧) 玉穂町 (山梨)	町が締結した公共工事契約が、当時の町長であった被告が漏えいした予定価格を基に行われた談合の結果、不当に高額に締結されたとして、原告が、町に代位して、被告に対し、談合がなければ形成されたであろう請負代金額と実際の請負代金額との差額相当額の損害賠償を求めた事案(旧4号訴訟)	平成12年 平成17年2月8日 平成17年12月8日 平成18年2月7日 平成18年7月20日 平成19年3月20日 提訴 一審判決、住民側勝訴(甲府地裁) 町側が控訴 町議会議員が、本件損害賠償請求権について権利放棄の議案を提出 上記議案を可決 控訴審判決、原判決取消、住民側が全面敗訴(東京高裁) 上告棄却、上告不受理
久喜市 (埼玉)	①市が職員を土地区画整理組合に派遣し、職員に対して給料及び職員手当を支払ったことが違法である、②市が上記組合に対して交付した補助金の支出が違法であるなどとして、原告が、市長に対し、上記組合に不当利得の返還の請求を、当時の市長に損害賠償の請求をするようそれぞれ求めた事案(新4号訴訟)	平成15年8月8日 平成16年8月19日 平成18年3月29日 平成18年6月5日 平成18年6月29日 平成19年3月28日 ①事件提訴 ②事件提訴 一審判決、住民側勝訴 町側が控訴 市長が、損害賠償請求権及び不当利得請求権について権利放棄の議案を提出 上記議案を可決 控訴審判決、原判決取消、住民側全面敗訴(東京高裁) ※ 理由は、市の支出がいずれも違法ではない(一部は監査請求前置主義を欠く)というものだが、なお書きで、上記議決の効果についても言及

## 議会の監視機能

※ 地方自治法第98条に基づく議会の検閲・検査・監査の請求の状況

	団体数	件数	内訳	
			検閲・検査	監査の請求
都道府県	3 ( 6.4%)	4 ( 0.09)	1 ( 0.02)	3 ( 0.06)
市区町村	57 ( 3.2%)	129 ( 0.07)	103 ( 0.06)	26 ( 0.01)
合計	60 ( 3.2%)	133 ( 0.07)	104 ( 0.06)	29 ( 0.02)

※注1 平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間の状況であり、速報値である。

※注2 「団体数」欄の上段の計数は、地方自治法第98条に基づき、検閲・検査、監査の請求を行った団体の数である。

※注3 「団体数」欄の中段の括弧内の計数は、各団体区分ごとの上記検閲等を行った団体の割合である。

※注4 「件数」欄・「検閲・検査」欄・「監査の請求」欄の下段の括弧内の計数は、各団体区分ごとの平均件数である。

出典：総務省調べ

※ 地方自治法第100条に基づく議会の調査の状況

	団体数	調査事項数
都道府県	4 ( 8.5%)	5  ( 0.11)
市区町村	110 ( 6.1%)	137  ( 0.08)
合計	114 ( 6.2%)	142  ( 0.08)

※注1 平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間の状況であり、速報値である。

※注2 「団体数」欄の上段の計数は、地方自治法第100条第1項に基づく調査を行った団体の数である。

※注3 「団体数」欄の中段の括弧内の計数は、各団体区分ごとの上記調査を行った団体の割合である。

※注4 「調査事項数」欄の上段の計数は、上記調査の実施件数である。

※注5 「調査事項数」欄の下段の括弧内の計数は、各団体区分ごとの平均件数である。

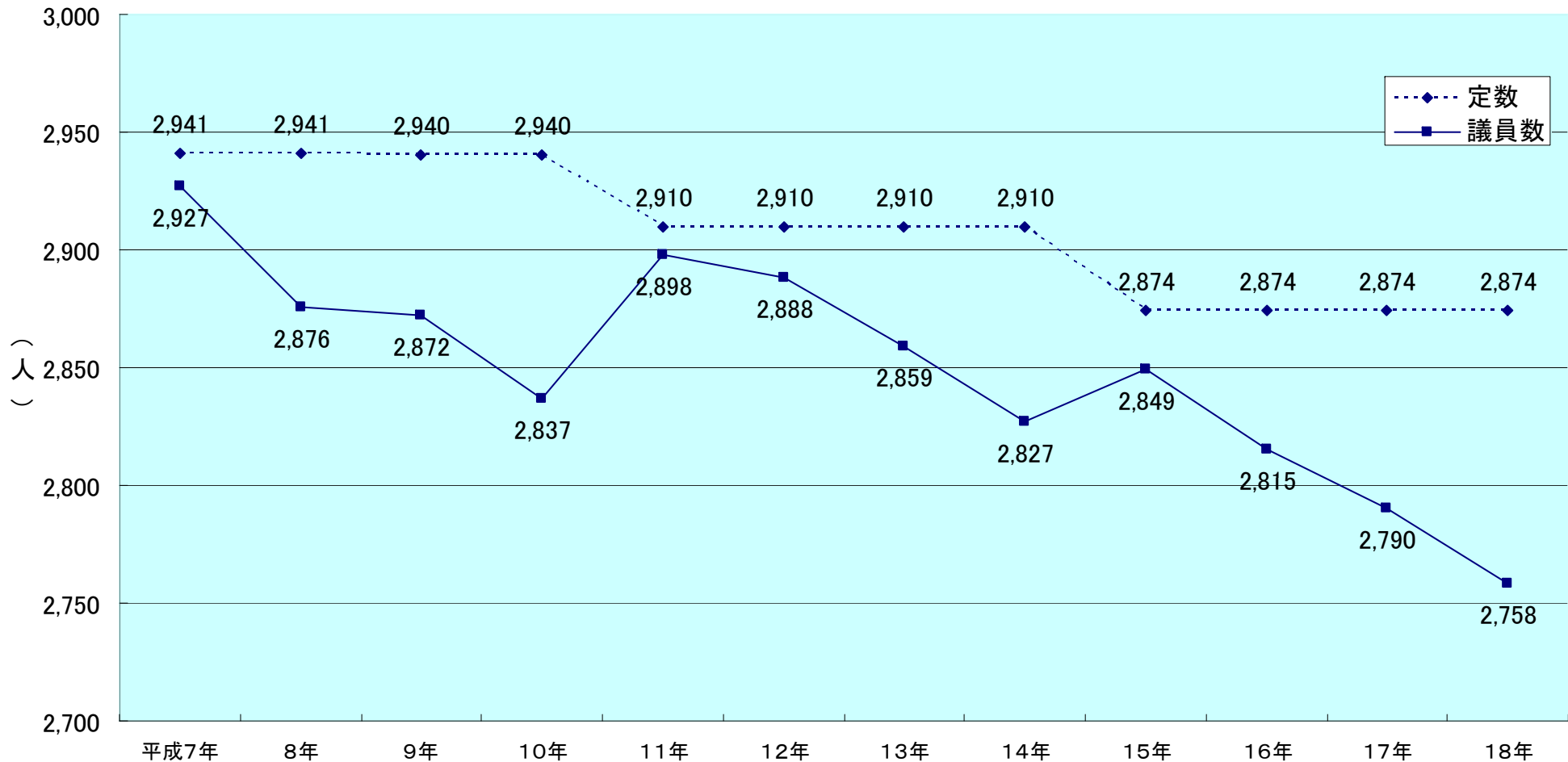
出典：総務省調べ

# 議会制度の自由度の拡大関係

---

# 議員定数と議員数の変遷

## ○ 都道府県議会議員の定数と議員数の変遷

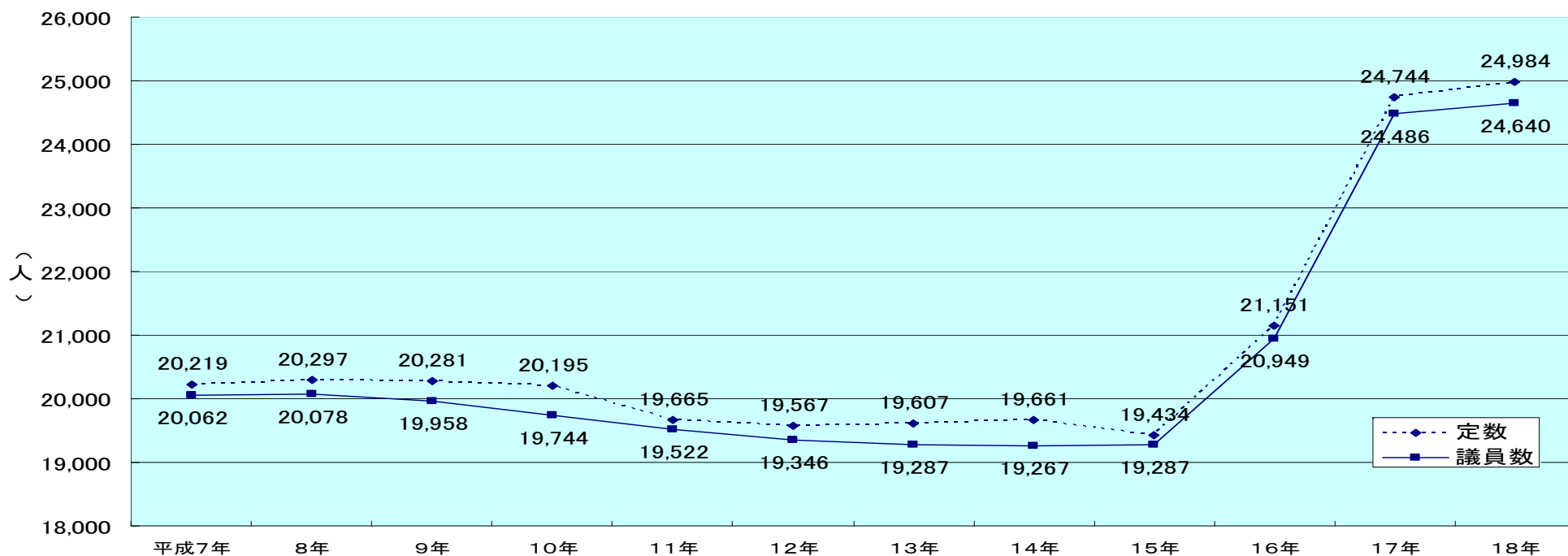


※注1 各年12月31日現在の計数である。

※注2 「定数」は、地方自治法第90条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（総務省）

## ○ 市区議会議員の定数と議員数の変遷

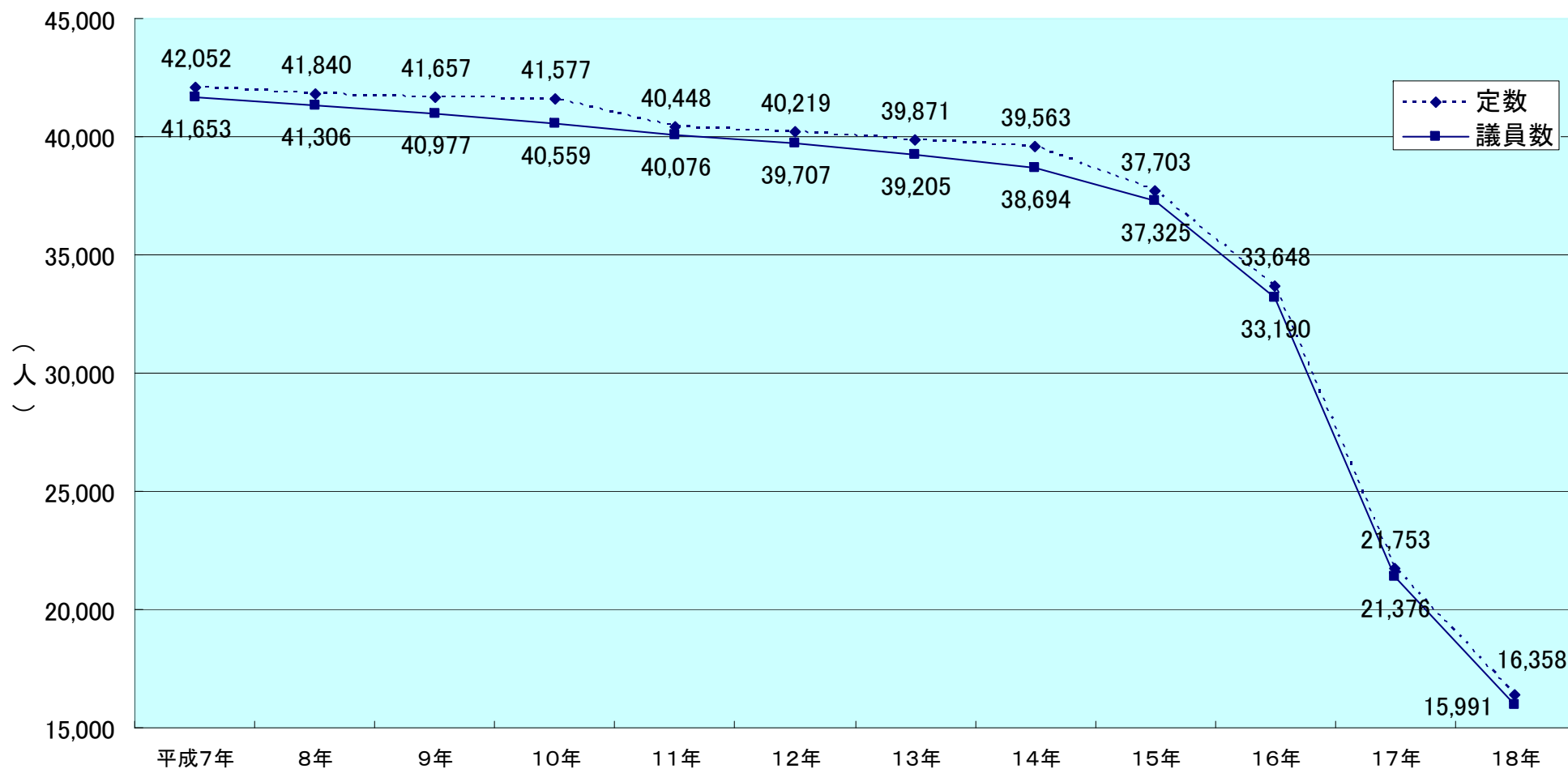


※注1 各年12月31日現在の計数である。

※注2 「定数」は、地方自治法第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（総務省）

## ○ 町村議会議員の定数と議員数の変遷



※注1 各年12月31日現在の計数である。

※注2 「定数」は、地方自治法第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（総務省）

## 会期の見直しに係る議会の取組（今回提出資料）

### ◎三重県議会

定例会の招集回数を年4回から年2回に改め年間総会期日数を増やす。

※ 平成19年 総会期日数102日 → 平成20年 総会期日数228日（予定）

【三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案 提案説明（抜粋）】

本県議会において議会の機能を強化するため、議事運営の弾力的かつ効率的な運用を図る必要があることから、議会改革推進会議において、現行の定例会の招集回数、会期等の見直しの検討を重ねてきたところであり、この条例案はその検討結果を受け、平成20年1月1日から定例会の招集回数を年4回から年2回とするものであります。これによって、1定例会当たりの会期日数を大幅に増やし議会の審議をより充実していくことが可能となり、議員相互の討議による議会の活性化や県民の意向を議会の審議に反映していくことにもつながるものと考えております。

出典：三重県HPを基に作成

### ◎白老町議会

定例会の開催回数を年1回（毎年1月招集）とし、その会期を通年とする「通年議会制」を実施。

【白老町議会の定例会の回数を定める条例の制定について 議案説明】

議会は、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っており、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

このような中で、白老町議会は、議会に求められている役割・機能の更なる充実・強化を図るため、議会が主導的・機動的に活動できるよう定例会の開催回数を年1回とし、その会期を通年とする「通年議会制」を実施するため、本条例の全部を改正するものである。

出典：白老町HPを基に作成



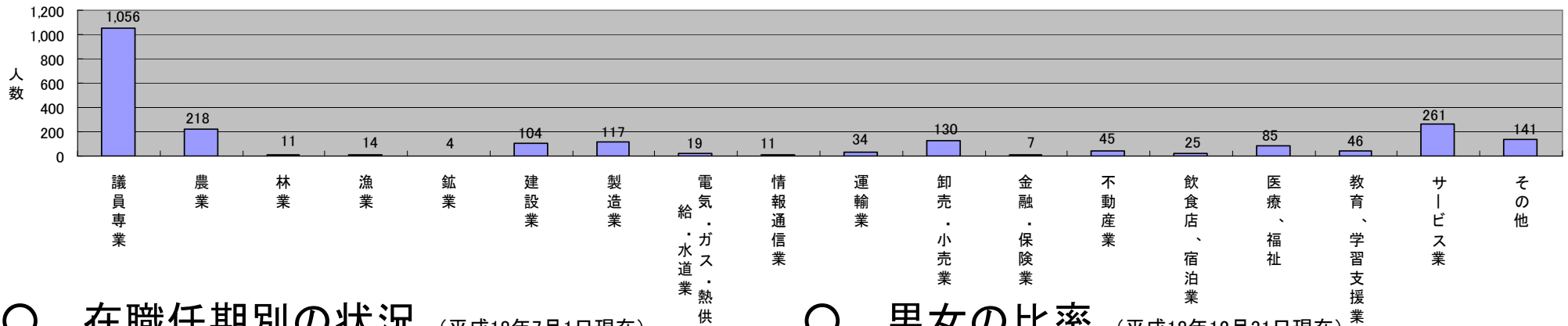
# 幅広い層が議員活動できるための環境整備関係

---

# 都道府県議会議員の概況

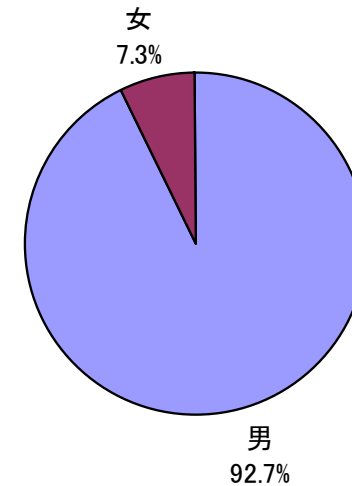
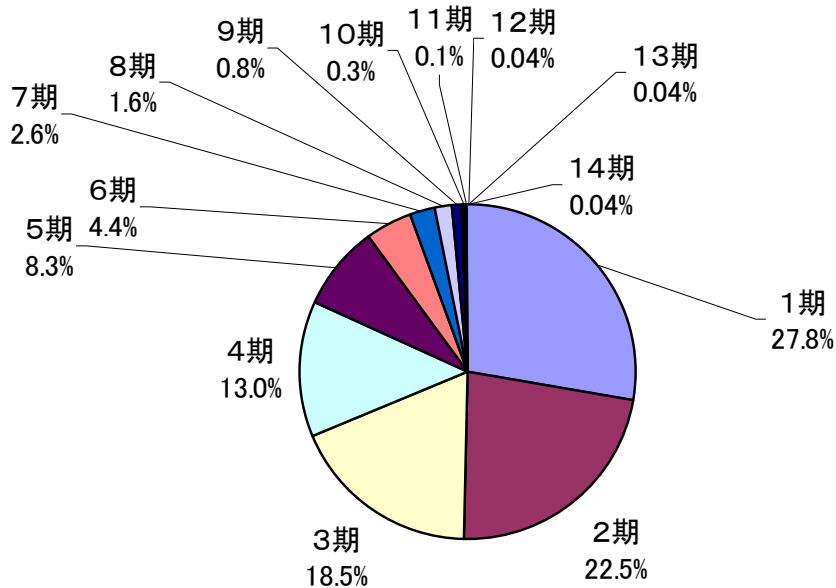
○ **平均報酬月額** 807,332円 (平成18年4月1日現在) 出典：地方公務員給与の実態（総務省）

○ **職業別の状況** (平成18年7月1日現在) 出典：全国都道府県議会議員職業別調（全国都道府県議会議長会）



○ **在職任期別の状況** (平成18年7月1日現在) 出典：全国都道府県議会議員在職任期別調（全国都道府県議会議長会）

○ **男女の比率** (平成18年12月31日現在) 出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ（総務省）



# 市区議会議員の概況

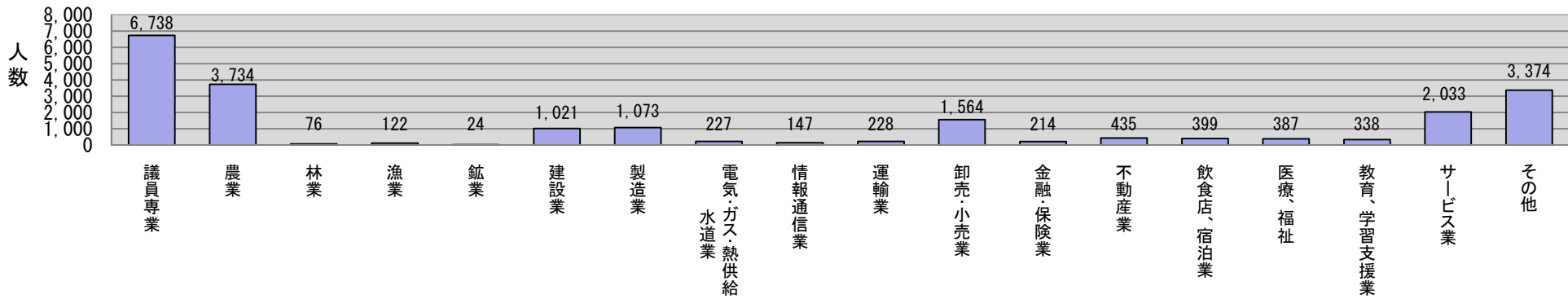
## ○ 平均報酬月額 (平成18年4月1日現在)

・ 指定都市	866,477円	・ その他市	399,832円
・ 特別区	609,257円		

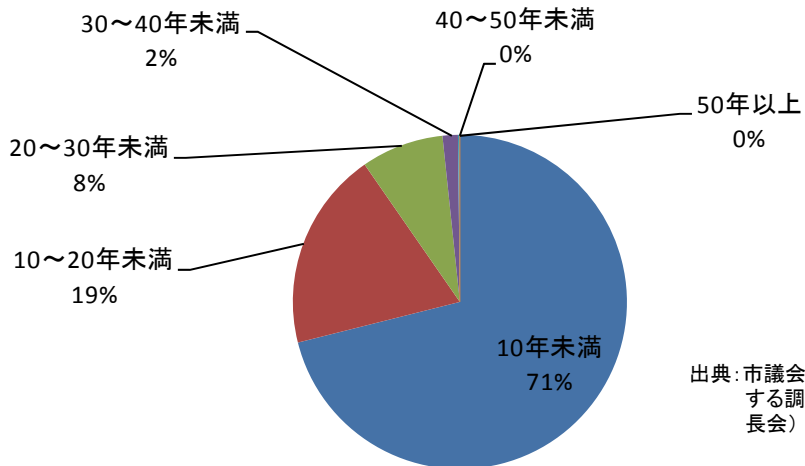
出典：地方公務員給与の実態（総務省）

## ○ 職業別の状況 (平成20年1月末現在)

出典：市議会議員の属性に関する調（全国市議会議長会）

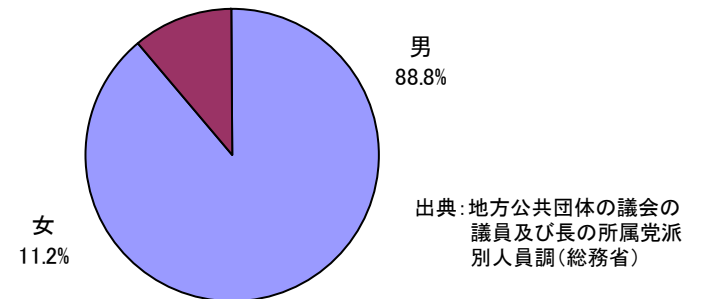


## ○ 在職年数別の状況 (平成20年1月末現在)



出典：市議会議員の属性に関する調（全国市議会議長会）

## ○ 男女の比率 (平成18年12月31日現在)



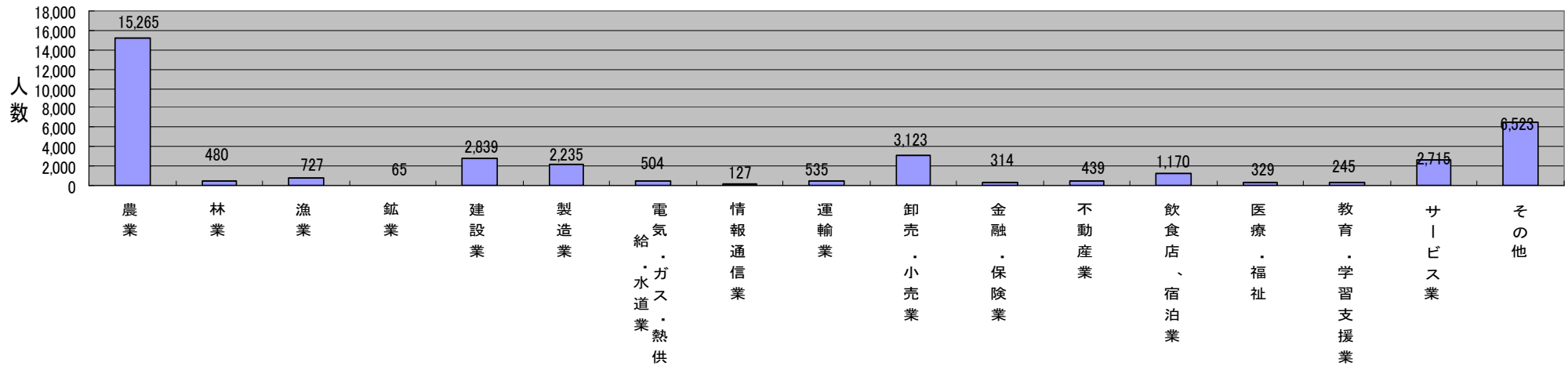
出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（総務省）

# 町村議会議員の概況

○ 平均報酬月額                    210,847円 (平成18年4月1日現在)    出典：地方公務員給与の実態（総務省）

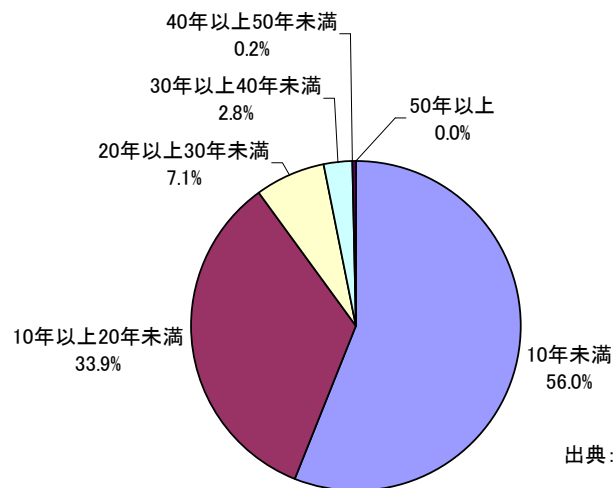
○ 職業別の状況                    (平成18年7月1日現在)

出典：第52回町村議会実態調査(全国町村議会議長会)

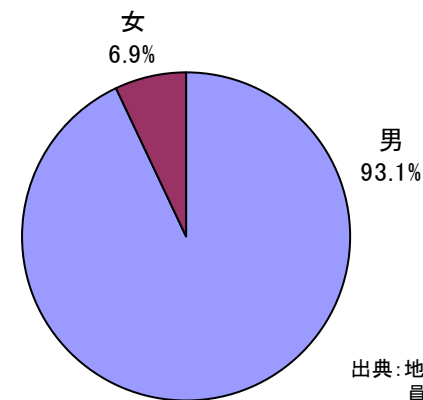


○ 在職年数別の状況                    (平成18年7月1日現在)

○ 男女の比率                    (平成18年12月31日現在)

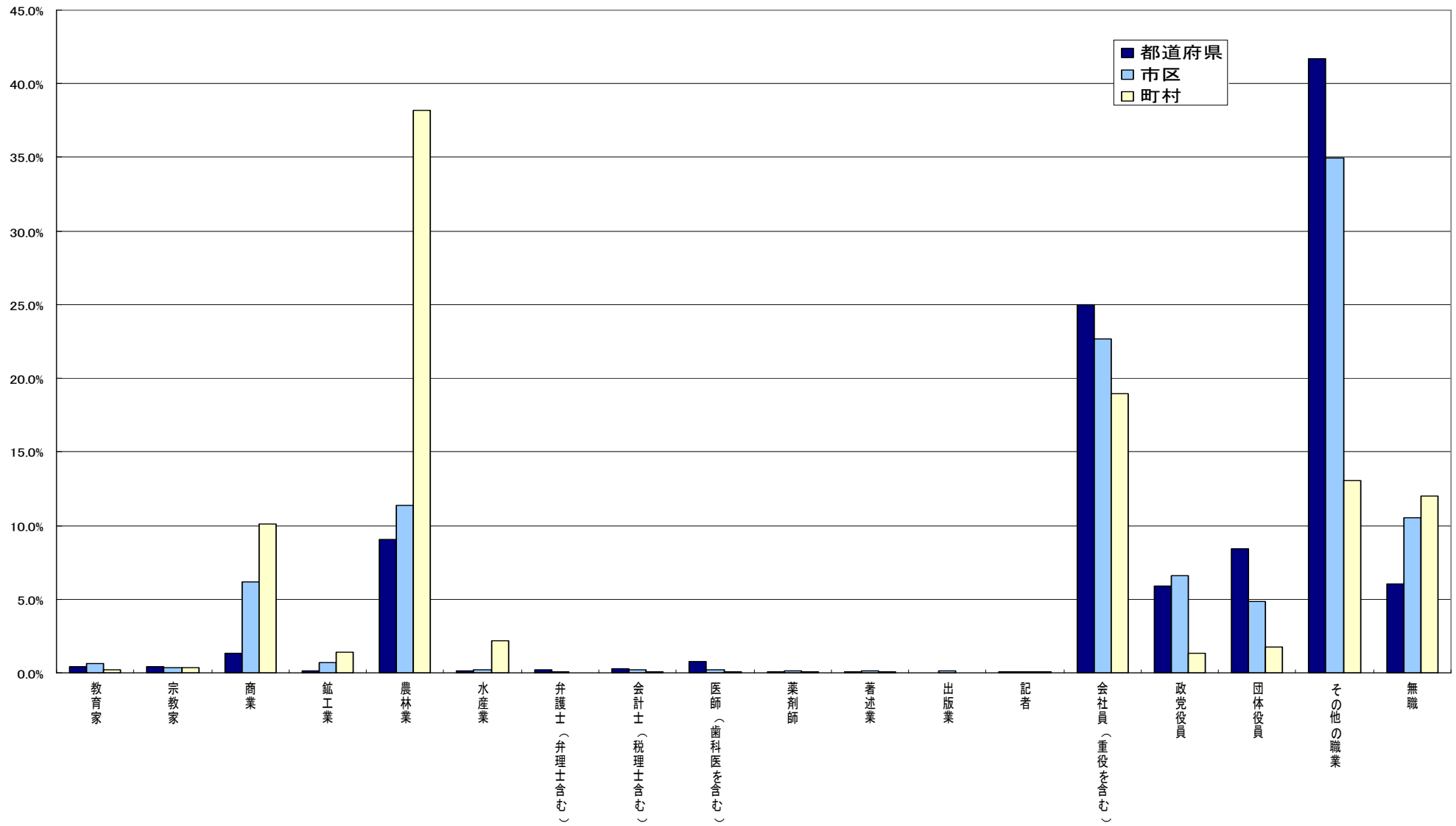


出典：第52回町村議会実態調査(全国町村議会議長会)



出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査(総務省)

# 職業別の当選人数の状況



出典：平成15年4月執行地方選挙結果調（総務省）

## 夜間議会・土曜休日議会の開催事例

### ○ 夜間議会の開催事例(市区議会)

(平成18年1月1日～12月31日、3市6件)

都道府県	市区名	開催月日	会議名	開催内容	傍聴者数
北海道	伊達市	6月16日	第2回定例会本会議	一般質問2名	3
北海道	伊達市	9月13日	第3回定例会本会議	一般質問2名	4
大阪府	大東市	9月22日	夜間議会	一般質問(答弁含み、1人40分)4名 (それぞれの会派から1名)。午後6時～9時。夜間議会開会前に15分間の議場コンサートを開催	77
高知県	室戸市	3月10日	平成18年3月 室戸市議会定例会	議案審議	2
高知県	室戸市	3月23日	平成18年3月 室戸市議会定例会	議案審議	0
高知県	室戸市	6月26日	平成18年6月 室戸市議会定例会	議案審議	2

出典：市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）

## ○ 土曜・日曜議会の開催事例(市区議会)

(平成18年1月1日～12月31日、21市31件)

都道府県	市区名	開催月日	土or日	会議名	開催内容	傍聴者数
青森県	五所川原市	5月27日	土	五所川原市議会第2回臨時会	市長の退職申し出に対する同意について	3
秋田県	鹿角市	9月10日	日	平成18年第5回鹿角市議会定例会2日目 (一般質問1日目)	一般質問1日目を午前10時から開催し、3名の議員が質問を行った	26
山形県	上山市	9月10日	日	本会議(一般質問)	サンデー議会として一般質問を行った	50
福島県	南相馬市	5月14日	日	平成18年第3回南相馬市議会臨時会	議案「平成18年度南相馬市一般会計補正予算について」の中で、新市の重点事業を含む補正予算に対する修正動議が提出され、討論、採決の結果、原案のとおり可決された	50
新潟県	魚沼市	12月17日	日	本会議	一般質問	31
新潟県	胎内市	3月5日	日	平成18年第1回胎内市議会定例会	一般質問	46
東京都	青梅市	2月25日	土	平成18年第1回青梅市議会(定例会)	(定例会初日)市長施政方針演説、議案審議、陳情審議	4
東京都	青梅市	6月3日	土	平成18年第3回青梅市議会(定例会)	(定例会初日)議案審議、陳情審議、議長辞職の件	62
東京都	青梅市	9月2日	土	平成18年第4回青梅市議会(定例会)	(定例会初日)議案審議、陳情審議	85
東京都	小金井市	3月5日	日	日曜議会	一般質問	36
東京都	国分寺市	2月26日	日	本会議	市長の施政方針に対する各会派代表質問	96
東京都	台東区	2月18日	土	平成18年第1回定例会 本会議	代表質問	28

都道府県	市区名	開催月日	土or日	会議名	開催内容	傍聴者数
埼玉県	久喜市	11月4日	土	第18回臨時会	住民直接請求により市長から提出された議案の「久喜市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を審議するため開催された。当日は、代表者の意見陳述も行われた	183
三重県	伊勢市	3月25日	土	3月定例会	本会議(議案質疑、委員会付託等)、産業建設委員会(常任委員会)、議会運営委員会	0
埼玉県	北本市	3月18日	土	平成18年第1回定例会	一般質問	22
埼玉県	北本市	6月17日	土	平成18年第2回定例会	一般質問	15
埼玉県	北本市	9月16日	土	平成18年第3回定例会	一般質問	17
岐阜県	瑞穂市	9月16日	土	土日議会	一般質問	49
岐阜県	瑞穂市	9月17日	日	土日議会	一般質問	19
岐阜県	瑞穂市	12月16日	土	土日議会	一般質問	28
岐阜県	瑞穂市	12月17日	日	土日議会	一般質問	35
大阪府	大東市	3月12日	日	日曜議会	代表質問(答弁含み、1人60分)4名(それぞれの会派から1名)。午前10時～午後3時30分。午後1時から20分間、議場講演を開催	61
大阪府	羽曳野市	3月4日	土	本会議	施政方針に対する代表質疑	38
京都府	綾部市	3月12日	日	3月定例会 本会議 一般質問(代表質問)	第8回目になる日曜議会を午前9時30分から開催。1階、2階にモニターテレビ、3階委員会室には大型モニターテレビを設置。また1階会議室では手話通訳、要約筆記を実施	141



都道府県	市区名	開催月日	土or日	会議名	開催内容	傍聴者数
広島県	三次市	3月12日	日	3月定例会	一般質問	61
広島県	三次市	6月18日	日	6月定例会	一般質問	46
広島県	三次市	9月23日	土	9月定例会	一般質問	12
広島県	三次市	12月9日	土	12月定例会	一般質問	26
徳島県	小松島市	9月24日	日	平成18年9月定例会	質疑・一般質問	25
高知県	香南市	6月24日	土	第2回香南市議会定例会	定例会最終日(委員長報告、議案採決、意見書等提出・採決)	3
沖縄県	那覇市	1月22日	日	平成18年(2006年)1月那覇市議会臨時会	米軍F15戦闘機の墜落事故に関する意見書及び同抗議決議の提出(原案可決)	1

出典：市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）

## ○ 夜間・休日議会の開催状況（町村議会）

項目	開催している (団体数)	平均開催日数	開催していない (団体数)
夜間議会	19	1.4	1,022
休日議会	31	1.3	1,010

※注 平成17年7月1日から平成18年6月30日までの状況である。

出典：第52回町村議会実態調査（全国町村議会議長会）

# 議会ウェブサイトの掲載内容

## ○ 議会ウェブサイトの掲載内容（市区議会）

掲載内容	市数	掲載内容	市数	掲載内容	市数
議会のしくみ、傍聴案内	716 92.7%	議会だより	619 80.2%	メールマガジン	2 0.3%
議長のあいさつ	226 29.3%	請願・陳情の提出方法、書式のダウンロード	592 76.7%	子ども向けのページ	40 5.2%
議員名簿	738 95.6%	議会用電子会議室、相談室、意見箱・掲示板	39 5.1%	議会用語の解説	98 12.7%
議員の顔写真	442 57.3%	行政視察報告	65 8.4%	議長・副議長の日程	14 1.8%
議員のメールアドレス、議員のウェブサイトへのリンク	113 14.6%	議員報酬・費用弁償	74 9.6%	クイズ	12 1.6%
会議日程	732 94.8%	議長交際費	148 19.2%	外国語によるページ	7 0.9%
議案一覧及び結果	505 65.4%	政務調査費	64 8.3%	携帯電話での閲覧用ページ	20 2.6%
質問通告書、質問内容	509 65.9%	議会活性化への取り組み紹介	43 5.6%	その他	165 21.4%

※注1 平成18年12月31日現在の計数である。

※注2 各欄下段の計数は、ウェブサイトを開設している団体(772団体)に占めるそれぞれの割合である。

出典：市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）

# 供託について（今回提出資料）

## ○ 供託額等

候補者の届出(名簿による届出を含む。)又は推薦届出をしようとする者(衆議院小選挙区選挙については、候補者を届け出ようとする政党等を含む。また、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙にあつては名簿を届け出ようとする政党等)は、町村の議会の議員の選挙を除くすべての選挙において、候補者1人につき、表の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない(公職選挙法 § 92)。

## ○ 供託物の没収

衆議院比例代表選出議員又は、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、供託物は、得票数が公選法第93条第1項第1号から第4号までに規定する数(供託物没収点)に達しないときには没収される(公職選挙法 § 93①)。また、候補者の届出が取り下げられ又は、立候補を辞退した場合(公務員となったため、候補者の届出が取り下げられたものとみなされ、又は、立候補を辞退したとみなされる場合を含む。)及び候補者の届出が選挙長から却下された場合にも没収される(公職選挙法 § 93②)。

表: 供託の額及び没収点

選挙の種類	供託の額	供託没収点等
衆議院小選挙区選出議員	300万円	有効投票総数 × 1/10
参議院選挙区選出議員	300万円	有効投票総数 / 通常選挙のその選挙区の議員定数 × 1/8 (選挙すべき議員の数がこの定数を超えるときは、その選挙すべき議員の数)
都道府県の議会の議員	60万円	有効投票総数 / その選挙区の議員定数 × 1/10
都道府県知事	300万円	有効投票総数 × 1/10
指定都市の議会の議員	50万円	有効投票総数 / その選挙区の議員定数 × 1/10
指定都市の市長	240万円	有効投票総数 × 1/10
その他の市の議会の議員、特別区の議会の議員	30万円	有効投票総数 / その選挙区の議員定数 × 1/10
その他の市の市長、特別区の区長	100万円	有効投票総数 × 1/10
町村長	50万円	有効投票総数 × 1/10
衆議院比例代表選出議員	名簿登載者1人につき600万円※	没収額 = 供託額 - (300万円 × 重複立候補者のうち小選挙区選挙の当選者数 + 600万円 × 比例代表選挙の当選者数 × 2)
参議院比例代表選出議員	名簿登載者1人につき600万円	没収額 = {名簿登載者数 - (当選人 × 2)} × 600万円

※ 名簿登載者が重複立候補者である場合にあっては300万円

# 諸外国における地方議会のパターン(今回提出資料)

---

# アメリカ

## ① 少ない議員数

ICMAの「2001年自治体政府形態(Municipal Form of Government,2001)」調査結果によれば、全米で人口2500人以上の自治体の議会の議員数は平均で6人(男5人、女1人)となっている。全米屈指の大都市においても議員数は少ない。例えば「ロスアンジェル」(人口約380万人)で15人(全員地区選出)、「ヒューストン」(人口約200万人)で14人(うち9人地区選出、5人全域選出)などとなっている。人口290万人の「シカゴ」は50名(全員地区選出)の市会議員を抱えており、また、人口800万人を擁する全米最大都市「ニューヨーク」は51名(全員地区選出)もいるが、この2都市は例外中の例外である。

## ② 大半が非常勤職員

議員の大半は「非常勤(part-time)」であり、週に1回ないしそれ以下の頻度で会合出席することとまる。「常勤(full-time)」に近い専門職(professional)議員は、ニューヨークやシカゴその他いくつかの大都市にみられる程度である。

## ③ 少額の議員報酬

大都市の専門職議員に対する報酬は別として、大半の「非常勤」議員の報酬はゼロないしは極めて小額しか支給されておらず、せいぜい出席当日の旅費が支給される程度に過ぎない。

## ④ 簡素な議場

議会審議の場所は、一部の大都市を除き、総じて質素な会議室が多く、「議場」という程の施設ではない。

## ⑤ 議員同士の討論

会審議の場は、議員が当局(市長や部局長、あるいは市支配人や市管理官等)に質問する場ではなく、住民の意見を聴きつつ、これを踏まえて、議員が他の議員と意見を闘わせながら合意を形成していく場とみなされている。議会会議室は、議員が傍聴席(というよりもむしろ発言席というほうが実態に近い)の住民と向かい合う形式が圧倒的に多い。

## ⑥ 市民の積極的発言

議員に対面して審議状況を見守る市民からも賛否両論の意見が提出される。

## ⑦ 周期的開催と夜間開催

日本の地方議会の定例会や臨時会のようにある時期に集中的に会期を定めて開催する方式ではなく、毎週ないし隔週に定期的に開催する方式がとられている。議会や公聴会は、大都市では昼間開催されることが多いが、中小都市やタウンなどでは夜間開催されることが多い。

## ⑧ 議会への入場の自由

市民はもとより他地域の住民更には外国人訪問客であっても何ら手続を必要とせず、自由に傍聴することができる。

## ⑨ 議会公開と透明性

手続不要という点では連邦議会も各州議会も全て同じだが、最近ではホームページ上で議会の日程や案件の詳細を紹介している所も少なく「公開性・透明性」の確保に十分な配慮がなされている。

出典：自治体国際化協会『欧米における地方議会の制度と運用』（2005.4）に基づき作成

# イギリス（イングランド）

## ○欧州諸国の地方議会制度

- ・ 英国の現在の地方議会制度は他の欧州諸国の地方議会制度に比して特異な制度であるわけではない。
- ・ 西欧諸国の地方議会制度について概括すれば、所謂「議員内閣制」が採用されているところが多く、近年この議員内閣制からこれに加えて公選首長制を採用する方向に漸次変化する趨勢にあるといえるのではないか。
- ・ 但し、公選首長制を採用している西欧の国や州・地域では参事会制、執行理事会制、内閣制など名称はさまざまであるが、公選首長制とともに所謂「議員内閣制」を併用しているところが多く、この場合にも直接公選された地方議会議員が公選首長とともに参事、理事或いは内閣閣員として執行機能を担っていることに変わりはない。
- ・ また公選首長制を採用していない西欧のほとんどの国や州・地域では直接公選された地方議会議員が執行機能を担っていると概括できるのではないか。

## ○英国の地方議会制度

「リーダーと議院内閣制」と「公選首長とカウンスル・マネージャー制度」の二類型

- ・ 地方議会制度を地方議会議員の執行機能への関与の観点から類型区分すると、かつての英国の「委員会制度」は議会委員会が執行機関となり与野党を問わずすべての地方議会議員が執行機能を担うという独特の制度であったが、これは地方議会議員が執行機能を担うということを極限まで徹底した姿であったということができよう。
- ・ そしてその中間に公選首長制度を併用しないタイプと併用するタイプの二つの類型からなる一部の地方議会議員が執行機能を担う「西欧型の議員内閣制度」があり、その対極に我が国の地方議会議員が執行機能を一切担わない「日本型公選首長制度」と英国における「公選首長とカウンスル・マネージャー制度」があるという構図を描くことができるのではないか。但し、後者は英国においてアメリカの制度を部分的に修正して選択肢として導入されたものであるといわれており、欧州型の制度とはいえないであろう。
- ・ 我が国の地方議会制度の対極にあった英国の「委員会制度」も前記のとおりほとんどの地方自治体が「リーダーと議員内閣制」に移行し、ごく一部の自治体が「公選首長と議院内閣制」を採用することとなったため、結果として英国の地方議会制度も「西欧標準」にほぼ帰着したと言えるのではないか。

出典：自治体国際化協会『欧米における地方議会の制度と運用』（2005.4）に基づき作成

# フランス

## ○執行機関

- ・ フランス地方団体における執行機関は、首長もそれを補佐する副首長も、議会の議員間で互選により選出される。
- ・ 首長は議会の議長でもある。
- ・ 首長を補佐して、多くの議員が執行部メンバーとなり、自治行政の執行に当たる。行政執行が相当数の議員によって協力して進められる。  
→ 議員は、単に審議機能だけに特化してはいない。我が国での別々の直接公選による首長と議会の間での抑制均衡という「二元代表制」との相違は大きい。

## ○地方選挙のあり方

- ・ 特に2回投票方式や公選職の兼任が注目される。
- ・ 2回投票方式だと、2回目（決選投票）の時にまとまりさえすればよいのだから、1回目には、若手が自らの陣営の現職にすら挑戦できる。そのうえ公職兼任が可能だと、志ある若手は早いうちにコミューン議員から始められる。コミューン行政の執行部に加わって、政治的・行政的な能力を周囲に認められれば、現職のまま、県議会や国会へと挑戦でき、それらに当選すれば兼任する。そのようにして兼職の幅を広げれば、業績を評価され磨かれつつ、次第に複雑な任務を遂行できるようになる。それで若手が育つ。

## ○地方議会の構成メンバー（議員）と首長の選出方法

- ・ 我が国とは大幅に異なる。実際には、我が国での仕組みが見れば例外的なものであり、フランスの制度が、より一般的なものに近い。ただ地方選挙の制度は、各国別にさまざまなヴァリエーションがあるので、フランスの制度もフランス特有の仕組みになっている。

### ※ フランスでの地方選挙制度の特色

ア) 一般被用者（公務員を含む）の公選職進出に際しての法的身分保障

イ) 2回投票制 ①「多数派」の勝利と「漁夫の利」の防止

②公明正大な多数派形成プロセス

③新人の挑戦が容易

ウ) 「多数派プレミアム」による「安定」多数派の作為的な形成

エ) 首長を実質的に「直接」公選することにより、首長と議会安定多数派を同時に選択

オ) 地方での準「議院内閣制」による自治行政の執行

カ) 公選職の兼任などが挙げられる。

この結果、選挙に挑戦しようという人々にとって、立候補のリスクが小さく、「政治家稼業」を「賭け」から解放する。通常の職業生活を送る社会一般の有為な青年でも、引退した高齢者でも、議員になる途が制度上も実際上でも開けている。世間一般の普通に働いている国民自身が代表者として選ばれ、政治家としての途をも歩むことができる。

出典：自治体国際化協会『欧米における地方議会の制度と運用』に基づき作成



# ドイツ

- 市町村議会：市町村議会は住民の代表であり、市町村の最高意思決定機関である。当該市町村の行政運営の基本方針を定め、重要事項のすべてを決定する。
- 議員：住民による普通・直接・自由・平等及び秘密選挙により選出される。
  - ・ 任期：4年の州と5年の州がある
  - ・ 定数：市町村の人口規模に応じて決まるが、たとえば、ニーダーザクセン州の場合、6人～66人である。
  - ・ 議員の名称：州によってさまざまであり、Gemeindevetreter、Stadtvertreter、Ratsherr/Ratsfrau、Ratsmitgliedなどと呼ばれる。
- 選挙権は、18歳以上で、3カ月以上当該地に居住する住民に与えられるとすることが多いが、16歳とする州もある。1990年の連邦憲法裁判所による違憲判決の後、1992年のマーストリヒト条約によるEU市民権の創設により、ドイツに居住するEU構成国国民にも、地方レベルの選挙権・被選挙権が与えられている。
- 市町村の権限：市町村には、自らの組織を直接または間接的に選任する権限（組織高権 Organisationshoheit）があるとされている。各州の市町村法は、単に市町村の内部組織の外郭を定めるにすぎない。市町村は、それぞれ自らの市町村憲章Hauptsatzungの中で、
  - ①市町村の組織間の事務分掌、②議会の委員会の数およびその所掌事務、③議会の議決事項の公示方法、④議会の議員の実費弁償等を定めている。

市町村議会の委員会の設置時期、設置数、委員定数等を定めることは、市町村の自由である。

※ニーダーザクセン州のハーメルン市の例

- ・ 財政経済委員会 Finanz- und Wirtschaftsausschuss
- ・ 法律安全委員会 Ausschuss für Recht und Sicherheit
- ・ 教育文化委員会 Schul- und Kulturausschuss
- ・ 建設環境委員会 Bau- und Umweltausschuss
- ・ 青少年スポーツ社会委員会 Ausschuss für Jugend, Sport und Soziales

ニーダーザクセン州では、任期4年の市町村長が住民から直接選出され、市町村を代表し、行政委員会の議長を務め、市町村行政を指揮する。

市町村長の補佐役として助役が設置される。なお、行政委員会は、市町村長、助役および議会議員で構成される。

また、直接民主主義制度を採用し、重要な地域案件の議会での審議を住民が求める住民発議、住民投票の実施を要求する住民請求および住民投票の直接民主主義の制度が設けられている。

ドイツでは、市町村長が直接公選で選出されるようになったことにより、議会と市町村長の関係に少なからず変化が生じてきたといわれる。従来、議会の第一党の代表が市町村長となることが常態であった自治体において、議会の第二党、第三党から市町村長が誕生し、あるいは、地域の市民グループに推された、政党に所属しない市町村長が誕生してきている。例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州の人口7～8万人規模の都市においては、無所属の市長が多く誕生しているとのことである。

一部の自治体では市町村長の直接公選制導入後に市町村長と議会の関係が悪化する事態も生じている。市町村長が所属する政党と議会与党が異なることがその最大の理由であるが、こうした状況に対処するために、例えばヘッセン州では、市町村長と議会との間に立つ中立な立場の調停者 (Mediator) を置き、議会運営を円滑にするための政治的調整 (politische Mediation) に取り組んでいる。

出典：自治体国際化協会『欧米における地方議会の制度と運用』（2005.4）に基づき作成

# スウェーデン

- コミューンおよびランスタングの最高意思決定機関:それぞれコミューン議会(kommunfullmäktige)、ランスタング議会(landstingsfullmäktige)
- 議員の任期:4年。住民による直接選挙で選出。議席数は奇数でなければならない、自治体の住民のうちの有権者の数に基づいて定められる。
- 議会の議決事項:以下の事項及びコミューン又はランスタングにとって非常に重要な案件について議決することとされている。議会はここに列挙された事項については、委員会に委任することができない。
  - ・事業の目標と方針・予算、課税、及びその他の重要な財政的問題・専門委員会の組織と活動形態
  - ・委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出・監査委員及び監査委員代理の選出・政治的代表者に対する経済的な報酬の基準
  - ・各年度の活動報告の承認及び責任解除・住民投票
- 議会の活動形態:議会が議事規則に定めなければならない。議事規則には、議席数、開催日、代理議員の招集とその任務、審議への参加資格、表決手続きなどが含まなければならない。
- 議長及び副議長:議会は1名の議長及び1名以上の副議長を選出し、その任期を定める。議長の役割は議会開催の告示、議会の秩序維持など地方自治法第5章に数多く規定されている。表決に際して賛否同数だった場合には、議長が決定権をもつ。また、議長は必要と認めれば単独で議会を招集することができる。このように議長は地方自治体において重要な位置づけにあり、後述の執行委員会の委員長などとともに、対外的に当該自治体を代表する職である。
- 代理議員:議員が議会に出席できないか、または継続して出席できなくなる場合、代理議員がその議員に代わって出席することとなっている。正規の議員は常に代理議員に優先する。これは、国会における議員代行人制度に類似したもので、議員が議会に出席できない場合においても、議員を選出した有権者の意思を反映させるための制度である。
- 本会議:議会の本会議開催については、議長が少なくとも一週間前にはコミューンないしランスタングの公示板に告示しなくてはならない。この告示は同時に各議員と代理議員にも伝達されなければならない。コミューンにおいては、議会は7月と8月を一般的に例外としてほぼ毎月一度、年間概ね10回から12回開催される。ただし、1992年以降は開催回数が減少する傾向がある。スウェーデンの地方議員は専門職ではなく、職業を持つもの、学生などであることが多い。従って、通常の議会は、夕刻から開催され、議案により異なるが、2時間から5時間程度の時間がかけられる。一般に、次年度の予算審議が行われる11月の議会は、2日から3日かけて行われる。

議会の本会議が成立するためには、議員の半数以上の出席が必要である。なお、いずれの議会も本会議は公開されなければならない。地域住民の議会へのアクセスを高めるために、学校や図書館などの公的施設を利用してコミューン内の異なった場所で開催するところもある。また、テレビやラジオを通じて本会議が中継放送されることも多い。これは公開の原則に基づいて可能となっている。
- 議案の提出:議会に議案を提出することができるのは、委員会、議員、監査委員又はその代理、起草委員会及び当該自治体の公営企業の取締役会である。また、特定の事案について住民投票を行うことに関する議案については、有権者である住民の5%以上の者により提案することができる。

議案は議決にかけられる前に、起草委員会又はその分野を担当する委員会によって起草又は審議される。議案の取り扱いについて、不当な遅延のおきないように1977年以来、地方自治法に審議期間の制限が盛り込まれている。すなわち、議案又は住民提案はそれが提出されてから1年以内に本会議における採決が可能ないように、審議されなければならない。

# 韓国

## ○ 地方議会と地方自治団体の長が両立する機関分立型

- ・ 地方議会は議決権、行政監査権（自治団体の行政事務監査及び調査と行政事務処理事項の報告を受け、質疑できる権限）、選挙権、請願受理・処理権及び自律権を持っている。
  - ・ 自治団体の長は、自治団体の代表、行政事務の統轄、地方議会に対する牽制権限（地方議会の一般議決或いは予算上執行不可能な議決に対し再議を要求することができ、緊急時、先決処分権を行使する権限）を持っている。
- 行政監査権と地方議会に関する牽制権限を行使することで、分立している両機関が適切な牽制と均衡を保つことができるようになっている。

## ○ 地方議会：住民が選定する議員で構成されて自治団体の意思を審議・議決する住民の代表機関。

＝ 議決機関として地方自治団体の政策と立法、住民負担、その他地方自治団体の運営事項について地方自治団体の意思を最終的に決定する議決機関であり、地方自治団体の自治法規（条例）を制定する立法機関ともいえる。

さらには、同意権、承認権と行政事務監査及び調査権などを通じて、地方自治団体の首長の事務執行を監視・監督する牽制機関である。

## ○ 議会の権限：議決権、行政監査及び調査権、その他に分かれ、それぞれ、次のとおりである（地方自治法第35条～37条）。

### (1) 議決権：地方自治法は法定議決事項として、次の事項を掲げている（地方自治法第35条第1項）。

- ア 条例の制定・改廃
- イ 予算の審議・確定
- ウ 決算の承認
- エ 法令に規定されたものを除いた使用料・手数料・分担金・地方税または加入金の賦課と徴収
- オ 基金の設置・運用
- カ 重要財産の取得・処分
- キ 公共施設の設置・処分
- ク 法令と条例に規定されたものを除く予算外の義務負担・権利放棄
- ケ 請願の受理と処理
- コ 外国の地方自治団体との交流協力に関する事項
- サ その他の法令によりその権限に属する事項

なお、地方自治団体がこれらのほかに条例で定めるところにより議会の議決事項を追加することができる（地方自治法第35条第2項）。

### (2) 行政監査及び調査権：議会は、毎年1回当該地方自治団体の事務に関して、市・道の場合は10日、市・郡・区の場合は7日の範囲内で監査を実施することができる。

また、地方自治団体の事務のうち、特定事案に関し、本会議の議決により本会議または委員会をして調査をさせる権利がある。これには理由を明示した書面に、在職議員の3分の1以上の連署が必要である。（地方自治法第36条）

### (3) その他：請願受理・処理権（議会の議決を要さないもの）、自立権（内部組織決定権、議会会期決定権、議会規則制定権、議員懲戒権、自治団体の首長及び関係公務員の出席・答弁要求権、自治団体の首長の専決処分承認権）などがある。

# 諸外国における直接民主制の例

## ◎アメリカニューイングランド地方

(1)ニューイングランド地方のタウンにおけるタウンミーティング  
政府形態は、「全員参加のタウンミーティングでタウンの懸案事項を決定する直接民主主義」がその基盤  
立法部(legislative body)と行政部(governing body)に着目して分類すれば、次の4つの政府形態が存在する。

- 1 タウンミーティング-理事会型
- 2 タウン議会-タウン議会型
- 3 予算タウンミーティング-理事会型
- 4 代表制タウンミーティング-理事会

※タウン:準地方自治体(quasi-municipality)に分類され、州憲法及び州法によってその権限が規定その範囲内の行政活動が保証されている。

ニューイングランド6州のタウンの政府形態については、ロードアイランド州を除き、依然として伝統的なタウンミーティング方式が大部分を占めている。

(2)住民の参加状況

1996年における平均参加率は、5%~20%となっており、概して小さなタウンほど参加率が高く、人口の多いところほど参加率が低くなっている。

(3)タウンミーティング制度の修正

政府形態は、時代に対応し、立法部たるタウンミーティングが組織上変化し、タウン議会にとって代わったり、住民に特に関心のある予算案のみを審議する予算タウンミーティングが設置されたり、あるいは選ばれた者によって構成される代表制タウンミーティングが採用されるに至っている。

出典:自治体国際化協会『CLAIR REPORT タウンミーティング-住民自治の原型』(1998.10)に基づき作成

## ◎スイス

(1)スイスの住民総会

- 8割を超える自治体で実施
- ・開催回数:年2~4回程度
- ・会場:体育館、教会、公民館、役所の大会議室
- ・開始時間:18時ないし20時から
- ・1時間から1時間半程度
- ・議事進行:自治体の首長(参事会議長も兼任)
- ・事前に配布される「執行部提案書」について討議
- ・挙手により議決(内容によっては投票箱による投票)

(2)住民総会の参加率

10~20%台に止まり、あるいは数%としかない場合も

(3)住民総会の提案

市民権申請の承認、各委員会の選挙、年次予算・決算の承認、その他

(4)住民総会の費用

<チューリッヒ州ツォーリコン>

有権者に配布する「執行部提案書」の用紙と印刷費  
+郵送にかかる費用、その他

⇒4万0229フラン(約402万2921円):2006年の例

※年間総支出1億6213万フラン(約162億1313万円)に占める割合:0.025%

住民総会に係る費用:有権者一人当たり年間約485円

出典:全国町村議長会<第3次地方(町村)議会活性化研究会>資料(2008.1)に基づき作成